



尾道市市史編さん委員会事務局だより

市史広報 * 第5号 *

CONTENTS

- 【特集】瀬戸田町名荷の名荷神楽について
- 【トピックス】『新尾道市史 文化財編上巻』刊行!
- 【事務局発】今後の刊行計画



瀬戸田町は美しい芸予諸島の中央に位置し、瀬戸内海を横断するしまなみ海道(西瀬戸自動車道)が通っています。温厚な気候と豊かな自然に恵まれており、みかん、レモン、八朔、ネーブルなどの柑橘類の栽培が盛んに行われ、造船業や漁業も主力産業となっています。

瀬戸田町の東北端に名荷^{みょうが}という地域があります。『芸藩通志』によると、近世後期の戸数は二三八戸で、生口島では最も大規模な村でした。この地は^{そらじょう、ひがしじょう、なかごう、にしじょう、しもぐち、さいざき、こいじ}空城、東郷、中郷、西郷、下口、才崎、越地の七つの地区から成っています。

『国郡志下調査出帳』によると、名荷は中世以来の揚げ浜(入浜式塩田。海水の水分を蒸発させ、塩を作る製法)があつたことで知られ、その伝統もあつたためか近世になり塩浜(塩田)の開発が盛んに行われました。また、大正川流域は、水田として開かれ米どころとしても知られていました。

さて、今回は名荷に伝えられている広島県無形民俗文化財「名荷神楽」をご紹介します。



尾道市の神楽

県 広島県無形民俗文化財
市 尾道市民俗文化財

- ① 御調神楽 県
- ② 太田神楽
- ③ 山波神楽 市
- ④ 浦崎戸崎神楽
- ⑤ 浦崎高尾神楽
- ⑥ 浦崎下組神楽
- ⑦ 浦崎上組神楽
- ⑧ 浦崎灘神楽
- ⑨ 浦崎新田神楽
- ⑩ 浦崎海老神楽
- ⑪ 浦崎満越神楽
- ⑫ 百島神楽
- ⑬ 中庄神楽 県
- ⑭ 田熊神代神楽 市
- ⑮ 名荷神楽 県



神楽は神事あるいは芸能として、古くから日本各地で行われており、神楽団の数は数千にも上るといわれています。広島県内だけでも、約三〇〇の神楽団があり、中には比婆荒神神楽のように国の重要無形民俗文化財に指定されているものもあります。

県内の神楽は、芸北神楽、比婆荒神楽、安芸十二神祇神楽、備後神楽、芸予諸島の神楽の五つに分類されています。特に、芸北の神楽は華やかな演出により、代表的な神楽として多くの人々に親しまれています。

現在、尾道市内の十五個所で神楽が舞われています。芸北神楽とは対照的に素朴で、味わい深い備後や芸予諸島の神楽は地域の人々により、脈々と受け継がれてきました。

そうした中で、県内で最も貴重な神楽の一つであるといわれているのが、藁縄の人形を用いて神託舞を舞う名荷神楽です。

三宝荒神宮御縄

さんぼうこうじんみやおなわ



名荷神楽は、四月第一日曜日（以前は旧暦三月三日の節供）に行われており、名荷神社の境内社である生石神社（荒神社）の例大祭に奉納されます。

名荷神楽の起源は、室町時代に生口島で疫病が流行し、そのうえ干魃^{かんぱつ}のために凶作となったところ、神社の世話役が神前で幣と扇子を手に神楽を舞い、疫病退散と豊作を祈念したことに由来します。



名荷神楽に見られる多くの演目は、瀬戸田町周辺で一般的に行われていますが、「三宝荒神宮御縄」は神の神意をうかがう神託舞^{しんたくまい}を伝承する全国でも稀有な神楽として高く評価されています。

烏帽子^{えぼし}を被った幣方^{へいかた}と酌取り^{しやくとり}が人形を手に舞い、舞が終わると酌取りが参列者に対して座します。参列者が御神酒を人形に飲ませると、たちまちに人形の顔が赤らみます。赤くなればなるほど、縁起が良いとされています。

そして、舞い手は人形を三方^{さんぱう}に乗せて荒神社へと走り、神前に人形を据えて祈願し、再度神殿^{しんどう}に戻ってきます。最後には、人形の体から縄を引き出し、一本の綱にして神殿の柱に引き渡します。舞い手は太刀を手に舞い、綱を真二つに切ります。

この縄は、稲の豊作を願って田に苗を植えるときの目印として使用し、後に田の近くで燃やすことで害虫の駆除になるといわれています。



御神酒で赤く染まる不思議な人形

名荷神楽の演目「三宝荒神宮御縄」で使用される人形は、荒神さんと呼ばれています。顔は墨で描かれ、髭と眉毛が凛々しく生えています。人形は一本の縄を結って体を形作っており、毎年新しく作り替えられています。体の正面には、「三宝荒神宮御縄 平成三十一年四月七日 当番組」とあり、両袖には「才」、背中には「才崎組」と記されています。



名荷神楽を伝える地域には他に空城、東郷、中郷、西郷、下口、才崎、越地があり、今年こそは才崎が当番を務めました。

酌取りが人形を遊ばせ氏子が神酒を飲ませると、顔がみるみる赤くなっていくのです。今年こそは昨年よりも、人形の顔が鮮やかに赤らみ、参加者は吉祥の兆しを喜びました。

名荷神楽レポート



今年の名荷神楽は、平成三十一年(二〇一九)四月七日に、名荷神社の境内社である生石神社の例大祭に奉納されました。

名荷神楽の次第等が『十二神祇御神楽本』という写本により現在まで伝えられています。元治元年(一八六四)に書かれた神楽本を書き写したとある

ので、古くからの神楽を現在も引き継いでいると言えるでしょう。同本には数多くの神楽が記されていますが、担い手の減少のため今回は六つの演目が披露されました。

まず、公民館で当番祭が行われます。人形を祭壇に飾り、神饌を供えて丁重な神事を行います。

次に、神楽団による「神迎え」と「悪魔払い」が奉納されます。

そして、公民館で御宮渡りの行列が整えられ、今年の当番である才崎組の地域を廻り、およそ二十分の道のりを経て、名荷神社境内の生石神社へ向かいます。

才崎組の組長が人形を抱えて先頭を行き、語りかけや太鼓、笛の音を奏でながら氏子がその後続きます。

現在、例大祭の運営は当番制で、六組の氏子が一年ごとに当番を務めることになっています。例大祭の時に組長を務めることは、めったにないことだと喜ばれます。

また、神楽の演目である「岩戸神祇」は、代々当番組の長が天照大御神の役を演じます。天照大御神が天の岩戸にこもり、国中が暗闇に包まれた時、天照大御神になんとか外に出てもらおうと、神々が奮闘するので

昔は、秋の豊作を占っていたが、社会の変化もあり、今は盛んに行われているレモンなど柑橘の収穫を願う気持ちがあるそうです。

今年は無い手の人数が減っていく中で、四人の高校生が御舞神儀に挑戦しました。今後も引き続き、後継者として頑張っ

当番祭(公民館)

祝詞奏上

一、神迎え神祇

一、悪魔払神祇

直会

御宮渡り行事

神殿入り

祝詞奏上、玉串奏典

直会

神楽

一、神迎え神祇

一、悪魔払神祇

一、御舞神儀

一、岩戸神祇

抽選会

一、三宝荒神宮御縄

一、八重垣神祇

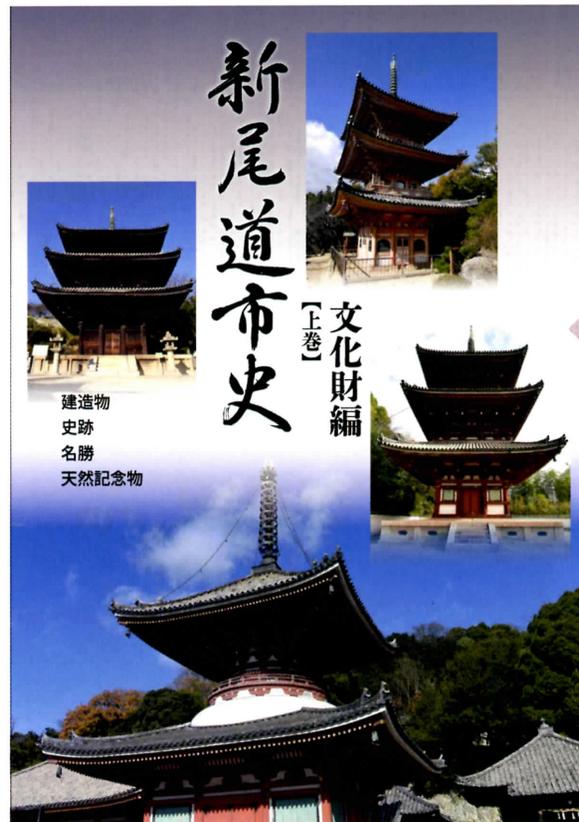


名荷神社について

名荷神社は長和四年(1015)の創祀で、菅原道真が左遷された途次に立ち寄られた地であると伝えられています。

永禄二年(1559)の大干魃に城主生口影守が降雨を祈ったところ効験あらたかであったため翌年社殿を造営して神に感謝したとき、人々は喜んで冥加(神仏の加護・恩恵の意)な村といい、それが名荷という村名になったとも伝えられています。





表紙

市史第一巻『新尾道市史 文化財編上巻』発刊！

A4版ソフトカバー、口絵16頁+本文348頁／定価2,700円（郵送料別途）／販売数量600冊
販売窓口：尾道市文化振興課及び市内各図書館（書店での販売はありません）

新尾道市の歴史を紐解き、後世へ伝える『新尾道市史』（全十一巻）の刊行がいよいよ始まりました。

市制施行一二〇周年を経て、開港八五〇年という歴史的節目にお届けする記念すべき第一巻は、市内の指定文化財（一部に未指定を含む）の内、建造物・史跡・名勝・天然記念物と全一五九件を網羅した「文化財編」の上巻です。

文化財の宝庫であるわがまちを再発見・再認識していただける内容です。



文化財編【上巻】目次

第一章 総論
建造物
史跡
名勝
天然記念物

第二章 建造物
第一節 中近世建造物
一、概説
二、寺社建築
三、住宅建築
近代建造物
第二節 概説
一、寺社建築
二、住宅建築
三、住宅建築
四、公共・商工建築

第三章 史跡
第一節 墳墓
一、概説
二、古代の墳墓
三、中近世の墳墓等

第二節 城跡
一、概説
二、中世城郭跡
三、中世城郭関連遺跡
その他の史跡

第三節 名勝
第一節 概説
第二節 各論
第五章 天然記念物
第一節 概説
第二節 各論
一、植物
二、地質・地形



良神社のクスノキ群(長江1丁目)／本郷平麿寺出土瓦(御調町)／猪子迫古墳(美ノ郷町)／旧大浜崎船舶通航潮流信号所(因島大浜町)←写真

『新尾道市史』刊行計画

市制施行二〇周年にあたる平成三十年度(二〇一八)を振り出しに、令和十年度(二〇二八)までの十一年計画で、新市域を網羅しての『新尾道市史』を編さんします。今後の刊行スケジュールは次の通りです。

令和二年度(二〇二〇)	文化財編 下巻
令和三年度(二〇二一)	資料編 近世
令和四年度(二〇二二)	資料編 近代・現代
令和五年度(二〇二三)	資料編 古代・中世
令和六年度(二〇二四)	民俗編
令和七年度(二〇二五)	地理編
令和八年度(二〇二六)	通史編 原始・古代・中世
令和九年度(二〇二七)	通史編 近世
令和十年度(二〇二八)	通史編 現代

WANTED

史資料や情報をお寄せください

古文書や古写真(写真絵葉書を含む)、古地図、尾道的话题を報じる古新聞など、市史編さん委員会事務局では、幅広い分野において尾道に関わる史資料を収集しています。また、無形の伝承(地域に伝わる言い伝えや独特な慣習、祭礼芸能等)についても収集対象となります。もし皆さんの自宅や周辺で、あるいは地域で、そうしたものが発見された場合は、事務局へご一報下さい。史資料については複製(写真撮影・コピー)を取らせていただくのみで、現物については速やかにお返しさせていただきます。情報提供は下記の事務局連絡先までお願いします。お電話での受付時間は平日8:30~17:00(文化財係:0848-20-7425)

編集後記 * 2019.6.10

吹く風も次第に夏めいてまいりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。そして、旧年度中は誠にお世話になりました。令和でもご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

さて、本紙は新市域を網羅した新たな市史の編さんを目指し、現在までに御調、旧尾道、向島、因島を特集してまいりました。第5号では瀬戸田にスポットを当て、無形民俗文化財である名荷神楽を中心にご紹介いたします。

また、この度『新尾道市史 文化財編上巻』を発刊することができました!文化財の宝庫であるわがまちを再発見していただけるのではないかと思います。皆様のお手元に少しでも早くお届けできるよう、市史編さん委員会一同鋭意努力いたしております。

どうぞお楽しみにお待ちください。(I.H.)

※『市史広報』は年に2回程度の発行を予定しております。みなさんの様々なお声や情報をお待ちしております。